

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、コーポレート・ガバナンスの目的は「経営の効率性の向上」と「経営の健全性の維持」にあり、これらを達成するための「経営の透明性の確保」が重要であるとの認識のもと、株主を含めたすべてのステークホルダーの利益に適う経営を実現するコーポレート・ガバナンスの構築に努めています。

これまで、当社では、監査役体制の強化とその機能の充実、取締役会規模の適正化、取締役会長・社長執行役員の在任期間制限及び執行役員制の導入などにより、コーポレート・ガバナンスの強化・充実を図ってきました。

また、多様な視点から、取締役会の適切な意思決定を図るとともに、監督機能の一層の強化を図ることを目的に、社外取締役複数名を選任しています。独立性のある社外取締役及び社外監査役による経営の監督・監視機能の強化を図ることにより、「経営の効率性の向上」、「経営の健全性の維持」及び「経営の透明性の確保」というコーポレート・ガバナンスの目的をより一層実現できると考えています。

当社のコーポレート・ガバナンスに対する基本的な考え方と方針については、「住友商事コーポレートガバナンス原則」としてまとめ、当社ホームページに公表しています。

(<https://www.sumitomocorp.com/jp/-/media/Files/hq/about/governance/detail/principle.pdf>)

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードに制定されている原則について、すべて実施しています。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

(原則1-3)

当社は、企業価値の持続的向上を目指すという経営の基本方針のもと、財務健全性の維持・強化、並びに資本の効率性の両面から、株主資本を必要かつ十分な水準に保持することを資本政策の基本としています。具体的には、最大損失可能性額であるリスクアセットをリスクバッファーである株主資本の範囲内に収めるとともに、ROE等を中期経営計画における資本効率性の指標として掲げ、その達成に向け取り組んでいます。

有利子負債に関しては、事業活動や資産削減によるキャッシュの創出と、株主還元や成長戦略推進のための投融資等とのバランスに配慮し、これを適切な水準にコントロールしています。株主還元については、株主に対して長期にわたり安定した配当を行うことを基本方針としつつ、中長期的な利益成長による配当額の増加を目指して取り組んでいます。

(原則1-4)

純投資目的以外の目的で上場株式を保有するに当たっては、個別銘柄毎に資本コストとの比較をはじめ投資採算という観点に立ち、投資先企業との取引関係の維持・強化による中長期的な収益の拡大につながるかどうかなど様々な検討を十分に行ったうえで、保有意義を見直し、その内容を毎年取締役会に報告します。その結果、保有意義が認められない株式については縮減方針とします。

議決権行使に当たっては、社内ガイドラインに基づき、投資先企業及び当社の中長期的な企業価値・株主価値の向上に繋がるかどうかという観点に立ち、定量・定性の両面から様々な検討を十分に行ったうえで、総合的に判断し、各議案について適切に議決権を行使することとしています。当社の株式を純投資目的以外の目的で保有している会社から当該株式の売却等の意向が示された場合には、原則としてこれを尊重し、取引関係にも影響を及ぼしません。

(原則1-7)

当社と取締役との間の競業取引及び利益相反取引につきましては、法令及び社内規則「取締役会運営に関する件」により、取締役会における承認を得ることとし、当該取引を実施した場合には、重要な事実を取締役に報告することとしています。

(原則2-6)

当社は規約型確定給付企業年金制度を採用しています。

当社は、金融市場・投資の経験を有する人材を運用担当者として配置し、年金資産の運用管理を行っています。運用委託先の選定に際しては、運用実績並びにガバナンスを含めた管理体制を十分チェックすると共に、運用開始後もこれらを定期的にモニタリングしています。

また、年金の運用実績及び財政状態については、人材・総務・法務担当役員(Chief Administration Officer)を委員長とし、人事、財務、経理各組織の責任者からなる年金運営委員会で検証のうえ、経営会議に報告すると共に、加入者へも開示しています。

(原則3-1)

(i)当社は、「住友商事グループの経営理念・行動指針」及びその原点となる「住友の事業精神」を当社ホームページに公表していますので、ご参照ください。

(<https://www.sumitomocorp.com/ja/jp/about/policy/principles>)

また、中期経営計画につきましても当社ホームページに公表していますので、ご参照ください。

(<https://www.sumitomocorp.com/ja/jp/about/policy/mid-term>)

2017年4月には、社会課題の解決に向けて企業の果たす役割への期待や、環境・社会・ガバナンス(ESG)の側面が企業の評価や投資行動につながる機運が高まっていることを受けて、これらの経営理念及び事業精神を踏まえ、事業活動を通じて、自らの強みを生かして優先的に取り組むべき課題を、「社会とともに持続的に成長するための6つのマテリアリティ(重要課題)」として以下のとおり特定しました。

・地球環境との共生

循環型社会の形成と気候変動の緩和を目指し、資源の有効利用や再生可能エネルギーの安定供給に向けた仕組みづくりに取り組むことで、地球環境と共生した成長を実現します。

・地域と産業の発展への貢献

さまざまな国や地域の人々のニーズに応じてモノやサービスを安定的に調達・供給し、産業のプラットフォームづくりに貢献することで、地域社会とともに成長・発展する好循環を生み出します。

・快適で心躍る暮らしの基盤づくり

毎日の生活に必要なモノやサービスを提供してより便利で快適な暮らしを実現するとともに、質の高い暮らしへのニーズにも応えていくことで、全ての人々の心と体の健康を支えます。

・多様なアクセスの構築

人・モノが安全かつ効率的に行き交うモビリティを高め、情報・資金をつなぐネットワークを拡大することで、多様なアクセスを構築し、新たな価値が生まれる可能性を広げます。

・人材育成とダイバーシティの推進

多様なバックグラウンドを有する人材が、各々のフィールドで能力を最大限に発揮して、新たな価値や革新を生み出せるように、最重要の経営リソースである人材の育成・活躍推進に取り組めます。

・ガバナンスの充実

透明性を確保しつつ、持続的な成長に向けた戦略の立案・実行およびその適切な監督を充実させることで、経営の効率性を向上し、健全性を維持します。

マテリアリティの詳細につきましても当社ホームページに公表していますので、ご参照ください。

(<https://www.sumitomocorp.com/ja/jp/sustainability/material-issues>)

(ii) 当社のコーポレート・ガバナンスに対する基本的な考え方と方針については、「住友商事コーポレートガバナンス原則」としてまとめ、当社ホームページに公表していますので、ご参照ください。

(<https://www.sumitomocorp.com/jp/-/media/Files/hq/about/governance/detail/principle.pdf>)

(iii) 取締役会が取締役及び執行役員の報酬を決定するに当たっての方針と手続は、有価証券報告書、並びに本報告書の「II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況」の「1. 機関構成・組織運営等に係る事項【取締役報酬関係】」及び「2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)【報酬決定機能】」に開示していますので、ご参照ください。

(iv) 取締役及び監査役の選任・解任に関する方針・手続につきましては、本報告書の「II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況」の「2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)【指名等機能】」に開示していますので、ご参照ください。

(v) 社外取締役・社外監査役候補者の選任理由につきましては、「株主総会招集ご通知」の参考書類及び本報告書の「II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況」の「1. 機関構成・組織運営等に係る事項【取締役関係】及び【監査役関係】」に開示していますので、ご参照ください。

社外取締役・社外監査役以外の取締役・監査役候補者につきましても、「株主総会招集ご通知」の参考書類において当該候補者の選任理由を開示していますので、ご参照ください。

執行役員の選任・解任に関する方針・手続につきましては、本報告書の「II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況」の「2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)【指名等機能】」に開示していますので、ご参照ください。

(補充原則4-1)

業務執行の監督と経営上の重要事項の決定の機能を担う取締役会においては、事業計画等の経営の基本方針その他の経営上の重要事項、並びに法令、定款により取締役会が決定すべきこととされている重要な業務執行の意思決定を行うこととしており、その基準は社内規則「取締役会運営に関する件」によって明確にしています。

前記社内規則により取締役会が決定すべきこととされている事項以外の事項の意思決定及びその執行は、業務執行レベルの意思決定機関である経営会議及び執行役員に委任しています。また、経営会議及び執行役員に委任された事項に関する意思決定の結果及び執行状況については前記社内規則によって取締役会に報告すべきこととしており、取締役会は、この報告等を通じて経営会議及び執行役員による意思決定及び業務執行を監督します。

(原則4-8)

取締役11名のうち5名が社外取締役であり、いずれも当社が定める当社からの独立性に関する基準、並びに株式会社東京証券取引所等当社が上場している金融商品取引所が定める独立性基準を満たしています。

(原則4-9)

社外取締役及び社外監査役の当社からの独立性に関する基準につきましては、「社外役員の選任及び独立性に関する基準」を制定し、当社ホームページに公表していますので、ご参照ください。

(https://www.sumitomocorp.com/jp/-/media/Files/hq/about/governance/detail/outdirec_independ.pdf)

(補充原則4-11)

取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方につきましては、当社ホームページに公表しています「住友商事コーポレートガバナンス原則」に規定していますので、ご参照ください。

(<https://www.sumitomocorp.com/jp/-/media/Files/hq/about/governance/detail/principle.pdf>)

取締役の選任に関する方針・手続につきましては、本報告書の「II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況」の「2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)【指名等機能】」に開示していますので、ご参照ください。

(補充原則4 - 11)

取締役及び監査役並びにそれらの候補者の重要な兼職の状況につきましては、「株主総会招集ご通知」の参考書類、事業報告、有価証券報告書等の開示書類において、毎年開示を行っています。

(補充原則4 - 11)

取締役会の実効性の維持・向上のため、毎年、取締役及び監査役による自己評価等の方法により、取締役会の実効性についての分析、評価を行い、その結果の概要を開示しています。2019年度は、取締役会の実効性を更に高めるための取り組みにつなげることを目的に、2018年度に引き続き、アンケート(回答は匿名)に加え、第三者によるインタビューも実施しました。2019年度の実効性評価及びその結果の概要は、以下のとおりであり、これらの内容は、2020年3月24日開催の取締役会で報告されています。

1. 評価の手法

(1) 対象者：取締役全員(10名)及び監査役全員(5名)

(2) 実施方法：2019年12月～2020年1月にアンケート(回答は匿名)及びインタビューを実施しました。 *実施に当たっては第三者(外部コンサルタント)を活用

(3) 評価項目： 取締役会の構成 取締役会の運営 取締役会の審議の充実・モニタリング機能の強化 社外役員への情報提供その他支援の体制 自身の取組み等 改善施策の評価 等

(4) 評価プロセス：第三者(外部コンサルタント)が集計したアンケート及びインタビューの回答内容をもとに、分析した結果を取締役に報告しました。

2. 評価結果の概要

第三者による評価・分析の結果、全体的に当社の取締役会は概ね実効的に機能していると評価されました。

昨年度の評価で課題として認識され、今年度改善に取り組んだ事項(重点的に議論すべき議案の審議時間をより多く確保し、審議の充実を図るために、議場では案件審議のため重要ポイントに絞った議論を行うこと、 経営戦略、経営計画及び事業ポートフォリオを重点的に討議すべき事項と位置づけ、各営業部門からの部門戦略及び具体的な取り組みとその進捗状況に関する定例報告においては、「中期経営計画2020」を推進するうえで抱える課題とその解決策・対処方針に焦点を当てて説明すること、 取締役会資料について、説明資料(本編)中に脚注等で専門用語を解説することや議論のポイントの明確化の徹底を図ること)については、いずれも改善につながっている旨の肯定的な評価が大勢であったことを確認しました。

一方、取締役会の構成、重点的に議論すべき事項の審議の充実、取締役会のモニタリング機能の更なる強化等について、取締役会の実効性の向上に向けた様々な意見・提言があり、高い課題認識があることを確認しました。これを踏まえ、当社の取締役会の実効性の更なる向上のため、今後、取締役会が取り組んでいくべき課題や重点事項について、取締役会で議論してまいります。

(補充原則4 - 14)

住友商事グループの経営理念、企業経営、事業活動及び組織等に関する理解を深めることを目的に、随時、社外取締役・社外監査役に対して、これらに関する情報提供を行っています。また、社外取締役・社外監査役を含む取締役・監査役が、その役割及び責務を果たすために必要とする事業・財務・組織等に関する知識を取得するために、必要な機会の提供、あっせん、費用の支援を行います。

(原則5 - 1)

【株主との対話の基本方針】

株主・投資家とのコミュニケーションの機会として、株主総会をはじめ、四半期ごとの決算説明会、個別ミーティングなどを開催し、当社の企業経営や事業活動についての説明に努めます。

株主・投資家との対話に関する責任者として指定された執行役員が株主・投資家との対話を統括し、社内関係部署が連携して情報発信及び株主・投資家の意見の収集に取り組みます。

株主・投資家との対話に際しては、社内規則「内部者取引防止規程」に則りインサイダー情報を適切に管理します。

【取組体制と活動状況】

当社では、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るため、株主・投資家の希望や主な関心事項を踏まえた上で、社長執行役員をはじめとする経営陣幹部による、各種ダイレクトコミュニケーションの場で、株主・投資家をはじめとしたステークホルダーとの対話を推進しています。

上記の株主・投資家との対話に関する推進体制として、より実効性の高いIR・SR活動を推進することを目的にIR委員会を設置しています。本委員会は、CSO(1)を委員長、CFO(2)、CAO(3)、他関連コーポレート部長を委員とし、月例会議にてIR・SR活動方針や課題、施策等を議論し、より充実した株主・投資家との対話を目指しています。そして、本委員会を通じて、IR・SR活動により得られた社外の意見・要望を経営層に適時にフィードバックする体制を整えています。また、IR・SR活動を専任する部署としてインバスターリレーションズ部を設置し、他の関連コーポレート部署と有機的に連携しながら、様々なIR・SR活動を企画・運営して、株主・投資家からの期待に沿う情報開示を実施し、またIR・SR活動にて得られた社外の意見等を吸い上げ、適時に経営品質の向上に役立てるよう、体制を整えています。

(1) CSO(Chief Strategy Officer) 企画担当役員

(2) CFO(Chief Financial Officer) 財務・経理・リスクマネジメント担当役員

(3) CAO(Chief Administrative Officer) 人材・総務・法務担当役員

・ 株主総会

株主総会招集通知において、法定の記載事項だけではなく、環境・社会・ガバナンス(ESG)やコーポレートガバナンスに対する取組などの情報を積極的に開示するとともに、当日の総会の場では株主からの質問に対する丁寧な説明に努めています。

・ 機関投資家(国内)

社長執行役員、CFOによる四半期ごとの国内機関投資家向けの決算説明会を実施し、半期ごとに社長執行役員、CFO主催のスマールミーティングを開催しています。個別に株主・投資家から面談の依頼があった場合には、社長執行役員・CFO・インバスターリレーションズ部長により、可能な範囲で個別面談を実施しています。また、定期的に事業部門による事業戦略説明会、国内および海外における当社事業のサイトツアー、ESG説明会等を実施しています。加えて、2019年度は、当社の中長期的な成長に向けた取り組みへの理解を目的に「Investor Day」を開催し、機関投資家との対話を深めています。

・ 機関投資家(海外)

欧米やアジア諸国を中心に機関投資家を訪問し、社長執行役員、CFO、インベスターリレーションズ部長による個別ミーティングを継続して実施しています。また、国内および欧米の機関投資家の議決権行使担当者との個別面談(SR活動)も、インベスターリレーションズ部と文書総務部が共同で実施しています。

・ 個人投資家

国内の複数都市にて、説明会を継続的に実施しています。

なお、株主・投資家には、財務情報のみならず、ESG関連情報を含む非財務情報も開示し、当社グループの中長期的な企業価値向上への取り組みを示すことにより、対話の充実を図っています。

< 2019年度活動実績一覧 >

社長執行役員：株主総会、決算説明会(2回)、国内・海外機関投資家との対話(12回)、個人投資家向け説明会(2回)

CFO：決算説明会(4回)、国内・海外機関投資家との対話(25回)、

CSO：決算説明会(2回)、個人投資家説明会(3回)、ESG説明会

インベスターリレーションズ部：

国内・海外機関投資家、アナリスト等との対話(約270回)、個人投資家向け説明会(8回)、オンライン説明会(1回)

文書総務部との共同によるShareholder Relations活動における株主との対話(国内4社、海外10社)

2. 資本構成

外国人株式保有比率	30%以上
-----------	-------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	109,579,100	8.77
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	58,183,500	4.66
BNYM RE NORWEST/WELLS FARGO OMNIBUS	55,293,200	4.43
住友生命保険相互会社	30,855,000	2.47
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	25,306,900	2.03
JP MORGAN CHASE BANK 385151	19,553,944	1.57
三井住友海上火災保険株式会社	19,000,000	1.52
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	18,726,000	1.50
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口7)	18,413,200	1.47
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234	17,385,264	1.39

支配株主(親会社を除く)の有無	
親会社の有無	なし

補足説明 更新

割合は、自己株式(1,702,929株)を発行済株式の総数から控除して算出し、小数点第3位以下を四捨五入しています。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部、名古屋 第一部、福岡 既存市場
決算期	3月
業種	卸売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1兆円以上
直前事業年度末における連結子会社数	300社以上

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情 更新

1. グループ経営に関する考え方及び方針について

当社グループは、6つの事業部門と国内・海外の地域組織が連携し、グローバルに幅広い産業分野で事業活動を展開しており、900を超える子会社・関連会社を有する企業体です。この企業体に対して、当社は、「住友商事グループの経営理念・行動指針」を制定し、グループとして尊重すべき価値観の共有を図っています。

当社は、グループ会社の経営については、グループ会社の自主性を尊重し、その経営陣に委ねることを目指しつつ、株主として意思表示できるよう、グループ会社の規模・特性・成長ステージなどに応じて、個社ごとに経営の管理体制を整備する方針としています。

また、グループ会社と対話を通じて戦略の共有を図るとともに、必要な業務品質を確保する仕組みを構築しています。

以上により、当社は、当社及びグループ会社の持続的な成長・発展を図り、当社グループの企業価値最大化を目指します。

2. 上記考え方及び方針を踏まえた上場子会社を有する意義

当社は、上場子会社として「SCSK株式会社」（東証第一部。以下「SCSK」）を有しています。SCSKの企業価値向上のため、また、同社を含む当社グループの企業価値向上のため、現在のSCSKの事業領域における競争状況や市場環境に鑑み、上場の継続が適当であると考えています。具体的には、上場会社であることによる、SCSKの役職員のモチベーションの向上はもとより、企業経営の透明性及び内部統制システムを含む各種ガバナンス体制の構築・運用による企業信用力の向上、企業としての知名度の向上及び人材採用におけるブランド力の醸成、資金調達力の向上を含む堅固な財務基盤の確立、そして、それらをもって得られる顧客等取引先に対する信用力や遂行する事業・サービスへの信頼度の向上などのメリットがあると考えています。

また、SCSKと当社が事業戦略を共有しながら、各々の強みを活かし、当社グループのIT基盤の構築・運用によるグローバルな事業遂行の下支えや高度化及びデジタルトランスフォーメーション(DX)、オープンイノベーションなどの分野におけるグローバルな事業創出に向けて緊密に連携して企業経営にあたることは、当社・SCSK双方の企業価値の向上に資するものであり、ひいては、当社グループ全体の企業価値の最大化につながるものと考えています。

3. 上場子会社のガバナンス体制の実効性確保に関する方策

上記のとおり、当社は、グループ会社の自主性を尊重し、経営は当該会社の経営陣に委ねることを目指しており、SCSKの経営については同社の経営陣に委ねられておりますが、これに加えて、SCSKにおいては、親会社である当社とSCSKの一般株主との間に利益相反のリスクがあることを踏まえ、独立した意思決定を担保するために、同社の経営陣からの独立性のみならず当社からの独立性も有した社外取締役を有効に活用した実効的なガバナンス体制が構築され、運用されていることが重要と考えています。

一方で、当社は、SCSKによる独立した意思決定が担保されることを前提としながら、グループ全体の内部統制の構築・運用に基づくリスク管理の必要性やSCSKの企業価値の維持・向上の観点から、SCSKにおける一定規模の重要な業務執行やコンプライアンス事案等SCSKの企業価値に重大な影響を与える事案に対しては、事前の協議や報告を依頼することとしています。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	員数の上限を定めていない
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数 更新	11名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	5名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	5名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
江原 伸好	他の会社の出身者													
石田 浩二	他の会社の出身者													
岩田 喜美枝	他の会社の出身者													
山崎 恒	弁護士													
井手明子	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、

「過去」に該当している場合は「」、

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、

「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	------	--------------	-------

江原 伸好			<p>【社外取締役を選任している理由】 長年にわたり米国大手金融機関において要職を歴任し、プライベート・エクイティ・ファンド運営会社の経営者を務めるなど、金融や企業経営に関する広範な知識と豊富な経験を有し、誠実な人格、高い識見と能力を兼ね備えていることから、当社取締役会が多様な視点から適切に意思決定を行い、また、監督機能の一層の強化を図るうえで、当社の社外取締役として適任であり、かつ、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、選任しています。</p> <p>【独立役員に指定した理由】 当社が定める当社からの独立性に関する基準を満たしています。また、株式会社東京証券取引所等当社が上場している金融商品取引所が定める独立性基準を満たしており、各取引所の定めに基づく独立役員として届け出ています。</p>
石田 浩二		<p>2003年6月まで当社の主要借入先の一つである株式会社三井住友銀行の業務執行者、2005年6月まで同行の親会社である株式会社三井住友フィナンシャルグループの業務執行者、2006年6月まで同行及び同社の監査役を務めていました。同行及び同社の業務執行者を退任してからすでに14年以上経過しており、退任後は業務執行には携わっていないことから、独立性に影響はないものと判断しています。</p>	<p>【社外取締役を選任している理由】 長年にわたり大手金融機関において要職を歴任し、日本銀行政策委員会において審議委員を務めるなど、金融や企業経営に関する広範な知識と豊富な経験を有し、誠実な人格、高い識見と能力を兼ね備えていることから、当社取締役会が多様な視点から適切に意思決定を行い、また、監督機能の一層の強化を図るうえで、当社の社外取締役として適任であり、かつ、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、選任しています。</p> <p>【独立役員に指定した理由】 当社が定める当社からの独立性に関する基準を満たしています。また、株式会社東京証券取引所等当社が上場している金融商品取引所が定める独立性基準を満たしており、各取引所の定めに基づく独立役員として届け出ています。</p>
岩田 喜美枝			<p>【社外取締役を選任している理由】 長年にわたり労働省（現：厚生労働省）において要職を歴任し、退官後は民間企業の経営者や社外役員を務めるなど、企業経営やコーポレート・ガバナンス、企業の社会的責任、ダイバーシティ等に関する広範な知識と豊富な経験を有し、誠実な人格、高い識見と能力を兼ね備えていることから、当社取締役会が多様な視点から適切に意思決定を行い、また、監督機能の一層の強化を図るうえで、当社の社外取締役として適任であり、かつ、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、選任しています。</p> <p>【独立役員に指定した理由】 当社が定める当社からの独立性に関する基準を満たしています。また、株式会社東京証券取引所等当社が上場している金融商品取引所が定める独立性基準を満たしており、各取引所の定めに基づく独立役員として届け出ています。</p>
山崎 恒			<p>【社外取締役を選任している理由】 長年にわたる裁判官及び弁護士としての経歴から法律に関する高度な専門知識と豊富な経験を有し、誠実な人格、高い識見と能力を兼ね備えていることから、当社取締役会が多様な視点から適切に意思決定を行い、また、監督機能の一層の強化を図るうえで、当社の社外取締役として適任であり、かつ、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、選任しています。</p> <p>【独立役員に指定した理由】 当社が定める当社からの独立性に関する基準を満たしています。また、株式会社東京証券取引所等当社が上場している金融商品取引所が定める独立性基準を満たしており、各取引所の定めに基づく独立役員として届け出ています。</p>

井手明子		<p>【社外取締役を選任している理由】 長年にわたり大手通信事業者において要職を歴任し、グループ会社の経営者や親会社(持株会社)の常勤監査役を務めるなど、情報・通信、企業経営やコーポレートガバナンス等に関する広範な知識と豊富な経験を有し、誠実な人格、高い識見と能力を兼ね備えていることから、当社取締役会が多様な視点から適切に意思決定を行い、また、監督機能の一層の強化を図るうえで、当社の社外取締役として適任であり、かつ、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、選任しています。</p> <p>【独立役員に指定した理由】 当社が定める当社からの独立性に関する基準を満たしています。また、株式会社東京証券取引所等当社が上場している金融商品取引所が定める独立性基準を満たしており、各取引所の定めに基づく独立役員として届け出ています。</p>
------	--	--

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬諮問委員会	5	0	2	3	0	0	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬諮問委員会	5	0	2	3	0	0	社外取締役

補足説明 更新

指名・報酬諮問委員会は、取締役会長・社長執行役員及び社外取締役3名で構成されており、必要に応じ開催され、社長執行役員の選任・解任の方針・手続、取締役会長の選定・解職の方針・手続、取締役及び監査役の指名基準、社長執行役員の選任・解任(社長の後継者指名を含む)、取締役及び監査役候補者の指名(代表取締役・役付取締役の決定を含む)、経営会議構成員の選任、取締役及び執行役員の報酬・賞与の体系・水準、並びに監査役報酬、顧問制度に関する検討を行い、その結果を取締役に答申します。2019年度においては、上記審議事項について指名・報酬諮問委員会を5回開催し、その結果を取締役に答申しました。なお、石田取締役を除く全ての委員が全5回に出席しており、石田取締役は4回出席しました。指名・報酬諮問委員会の概要は以下のとおりです。

・指名・報酬諮問委員会の構成

指名・報酬諮問委員会は、社内委員と社外委員から構成します。また、委員の人数は、過半数を社外委員とし、かつ、委員会において十分な議論を尽くし、迅速かつ合理的な意思決定を行うことができる範囲にて設定します。具体的には、社内委員は取締役会長・社長執行役員、社外委員は社外取締役3名の合計5名とします。

委員長は社外委員とします。

事務局は人材・総務・法務担当役員(人事部)とします。

・社外委員の選任基準

社外委員は、社外取締役のうち、特に、審議事項に関する社内外の広範な知識・経験と高い識見を有する者とし、知識・経験・専門性等において多様性を持つ構成とします。

・社外委員の選任方法

社外委員は、取締役会決議によって選任します。

・委員長の選任方法

委員長は、委員による互選を踏まえて、取締役会決議によって選任します。

・委員長に事故その他の事由があるときの取扱い

委員長に事故その他の事由があるときには、取締役会決議により定める代理権行使の順序により、他の社外委員がこれに代わります。

・社外委員及び委員長の任期

社外委員及び委員長の任期は、取締役任期と同様とします。

・決議方法

指名・報酬諮問委員会の議事は、委員の過半数が出席し、その出席委員の過半数で決定します。

・招集者

指名・報酬諮問委員会は、委員長が招集します。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	員数の上限を定めていない
監査役の人数	5名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

監査役、会計監査人および内部監査部門のそれぞれの間で定期的に情報交換を行い連携強化に努めています。当社は、全社業務モニタリングのための独立した組織として、社長執行役員直属の内部監査部を設置しています。内部監査部は、活動計画及び内部監査の結果について適時に報告するなど、効率的な監査に資するよう、監査役及び会計監査人と緊密な連携を保っています。また、監査役は、会計監査人との定期的な打ち合わせを通じて、会計監査人の監査活動の把握と情報交換を図るとともに、会計監査人による監査講習会への出席及び在庫棚卸監査への立会等を行い、監査役の監査活動の効率化と質的向上を図っています。

なお、2019年度における当社会計監査人である有限責任あずさ監査法人に対する報酬は次のとおりです。

(a)会計監査人の報酬等の額...536百万円

(b)当社及び当社の連結子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額((a)の金額を含む。)...1,155百万円

(注1)監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積りの算出根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っています。

(注2)当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である、会計アドバイザー業務などについての対価を支払っています。

(注3)一部の子会社については、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けています。

(注4)当社は、会計監査人との契約において、会社法上の監査に対する報酬等の金額と、金融商品取引法上の監査に対する報酬等の金額とを明確に区別しておらず、かつ、両者は実質的に区別できないため、これらの金額をも含めて開示しています。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
笠間 治雄	弁護士													
永井 敏雄	弁護士													
加藤 義孝	公認会計士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	------	--------------	-------

笠間 治雄		<p>【社外監査役に選任している理由】 長年にわたる検察官及び弁護士としての経歴から法律に関する高度な専門知識と豊富な経験を有し、誠実な人格、高い識見と能力を兼ね備えていることから、多角的な視点からの監査を実施するうえで、当社の社外監査役として適任であり、かつ、社外監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、選任しています。</p> <p>【独立役員に指定した理由】 当社が定める当社からの独立性に関する基準を満たしています。また、株式会社東京証券取引所等当社が上場している金融商品取引所が定める独立性基準を満たしており、各取引所の定めに基づく独立役員として届け出ています。</p>
永井 敏雄		<p>【社外監査役に選任している理由】 長年にわたる裁判官及び弁護士としての経歴から法律に関する高度な専門知識と豊富な経験を有し、誠実な人格、高い識見と能力を兼ね備えていることから、多角的な視点からの監査を実施するうえで、当社の社外監査役として適任であり、かつ、社外監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、選任しています。</p> <p>【独立役員に指定した理由】 当社が定める当社からの独立性に関する基準を満たしています。また、株式会社東京証券取引所等当社が上場している金融商品取引所が定める独立性基準を満たしており、各取引所の定めに基づく独立役員として届け出ています。</p>
加藤 義孝		<p>【社外監査役に選任している理由】 長年にわたる公認会計士としての経歴から財務及び会計並びに会社の監査業務に関する高度な専門知識と豊富な経験を有し、誠実な人格、高い識見と能力を兼ね備えていることから、多角的な視点からの監査を実施するうえで、当社の社外監査役として適任であり、かつ、社外監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、選任しています。</p> <p>【独立役員に指定した理由】 当社が定める当社からの独立性に関する基準を満たしています。また、株式会社東京証券取引所等当社が上場している金融商品取引所が定める独立性基準を満たしており、各取引所の定めに基づく独立役員として届け出ています。</p>

【独立役員関係】

独立役員の数 更新	8名
---	----

その他独立役員に関する事項

当社の社外取締役及び社外監査役は、当社が定める当社からの独立性に関する基準、並びに株式会社東京証券取引所等当社が上場している金融商品取引所が定める独立性基準を満たしており、社外取締役及び社外監査役全員を独立役員に指定しています。

社外取締役及び社外監査役の当社からの独立性に関する基準につきましては、「社外役員の選任及び独立性に関する基準」を制定し、当社ホームページに公表していますので、ご参照ください。
https://www.sumitomocorp.com/jp/-/media/Files/hq/about/governance/detail/outdirec_independ.pdf

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入、その他
---------------------------	--------------------------------

該当項目に関する補足説明 更新

・業績連動型賞与制度
取締役会にて決定された算定方法に基づき、経営戦略との関連性を強化するという観点から、「中期経営計画2020」において、重視すべき業績管理指標として掲げる、連結純利益及び基礎収益キャッシュ・フローに応じて総支給額を決定し、各役員への支給額は、役位や個人評価に応じて配分のうえ、年度末終了後に支給しています。また、各役員個人の個人評価は、経営戦略と成果へのコミットメントをより強く意識することができるよう、財務指標(当事業領域における事業計画等の達成状況)と非財務指標(当社グループの持続的な成長に向けたマテリアリティ(重要課題)への取組やリーダーシップの発揮等)の両側面により行います。個人評価における財務指標による評価と非財務指標による評価の比率は、原則として50:50としています。

・株式報酬制度

株式報酬制度について、株主価値との連動性を重視することにより、中長期的な事業ポートフォリオの最適化や企業価値向上にむけた取組を促進するとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、一定の譲渡制限期間を設けた上で、当社の普通株式を交付する「譲渡制限付株式報酬(リストラクテッド・ストック)」と、予め定めた業績条件(株価条件)の達成度に応じて交付株式数を変動させる「業績連動型株式報酬(パフォーマンス・シェア・ユニット)」を付与します。

これら株式報酬は、付与対象者が在任中に当社の普通株式を保有することとなるため、株主の皆様との価値共有が促進されます。

(a)譲渡制限付株式報酬(リストラクテッド・ストック)制度

中長期的な企業価値向上に向けた取組や株主の皆様との一層の価値共有を促進することを目的として、一定の譲渡制限期間を設けたうえで、当社普通株式を交付します。

譲渡制限付株式は、原則として毎年、当社と付与対象者との間で譲渡制限契約(譲渡制限付株式割当契約)を締結したうえで、役位に応じて決定された数の当社普通株式を交付します。株主価値の共有を中長期にわたって実現するため、譲渡制限期間は、株式交付日から取締役又は執行役員その他当社取締役会で定める地位のいずれも退任又は退職する日までの期間とします。

(b)業績連動型株式報酬(パフォーマンス・シェア・ユニット)制度

当社グループの中長期的な企業価値・株主価値の向上を重視した経営を推進するため、原則として毎年、3年間の評価期間における当社株式成長率(TOPIX(東証株価指数)成長率に対する配当含む当社株価成長率の割合)に応じて算定された数の当社普通株式を交付します。

なお、業績連動報酬等の支給割合の決定に関する方針 業績連動報酬に係る指標及び当該指標を選択した理由 業績連動報酬額の決定方法につきましては、本報告書の「II経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況」の「1. 機関構成・組織運営等に係る事項[取締役報酬関係]」に開示していますので、ご参照ください。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、従業員、その他

該当項目に関する補足説明 更新

・ストックオプション制度

当社取締役、執行役員及び当社資格制度における理事

<発行実績>

- ・2015年度 付与個数 1,780個(1個当たり普通株式100株、行使価額 1,532円/株)
- ・2016年度 付与個数 1,820個(1個当たり普通株式100株、行使価額 1,124円/株)
- ・2017年度 付与個数 2,050個(1個当たり普通株式100株、行使価額 1,516円/株)

・株式報酬型ストックオプション制度当社取締役及び執行役員

<発行実績>

- ・2006年度 付与個数 111個(1個当たり普通株式1,000株、行使価額 1円/株)
- ・2007年度 付与個数 944個(1個当たり普通株式100株、行使価額 1円/株)
- ・2008年度 付与個数 1,430個(1個当たり普通株式100株、行使価額 1円/株)
- ・2009年度 付与個数 1,875個(1個当たり普通株式100株、行使価額 1円/株)
- ・2010年度 付与個数 2,172個(1個当たり普通株式100株、行使価額 1円/株)
- ・2011年度 付与個数 2,024個(1個当たり普通株式100株、行使価額 1円/株)
- ・2012年度 付与個数 2,053個(1個当たり普通株式100株、行使価額 1円/株)
- ・2013年度 付与個数 1,569個(1個当たり普通株式100株、行使価額 1円/株)
- ・2014年度 付与個数 1,511個(1個当たり普通株式100株、行使価額 1円/株)
- ・2015年度 付与個数 1,277個(1個当たり普通株式100株、行使価額 1円/株)
- ・2016年度 付与個数 1,695個(1個当たり普通株式100株、行使価額 1円/株)
- ・2017年度 付与個数 1,370個(1個当たり普通株式100株、行使価額 1円/株)

なお、2018年度以降、ストックオプションの新たな発行は行わないこととしています(既に付与済みのストックオプションは残存します。)

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

一部のものだけ個別開示

該当項目に関する補足説明 更新

取締役・監査役毎の報酬総額を有価証券報告書及び事業報告に記載するとともに、これらを当社ホームページに掲載し、公衆の縦覧に供しています。

2019年度の取締役の報酬等の総額は、取締役13名に対して、896百万円で、その内訳は以下のとおりです。

- ・例月報酬の額 540百万円
- ・第152期定時株主総会において決議された取締役賞与額 194百万円以内
- ・当事業年度に譲渡制限付株式報酬を費用計上した金額 92百万円
- ・2021年及び2022年に交付する株式の見込数に応じた金銭報酬債権の支給見込額を算定し、当事業年度に業績連動型株式報酬を費用計上した金額 70百万円

また、2019年度の報酬等の総額が1億円以上である者の報酬等の総額等は以下のとおりです。

- ・中村取締役会長 :189百万円(内訳:例月報酬:149百万円、譲渡制限付株式報酬:23百万円、業績連動型株式報酬:17百万円)
- ・兵頭取締役 :204百万円(内訳:例月報酬:115百万円、取締役賞与:47百万円、譲渡制限付株式報酬:24百万円、

業績連動型株式報酬:18百万円)

・高畑取締役 :109百万円 (内訳:例月報酬:63百万円、取締役賞与:24百万円、譲渡制限付株式報酬:12百万円、業績連動型株式報酬:9百万円)

(注) 1 対象となる役員は、当社子会社の取締役及び監査役は兼務しておらず、報酬等は全て当社から支給しております。

2 「取締役賞与」は2020年6月19日開催の第152期定時株主総会において支給額の上限が決議されており、上記は取締役会で決定された算定方法に基づき配分した金額を記載しております。

3 「報酬等の総額」の内訳の各記載金額は百万円未満を四捨五入しているため、それらの合計額と取締役の「報酬等の総額」とは必ずしも一致していません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 **更新**

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社取締役及び監査役が受ける報酬の内容の決定に関する方針は次のとおりです。

1. 役員報酬等の決定プロセス

取締役の報酬等(業績連動賞与を除く。)については、株主総会にて決議された限度額の範囲で、取締役会にて決定しています。取締役会決議にあたっては、取締役会の諮問機関として、過半数が社外取締役で構成される指名・報酬諮問委員会にて内容が検討され、その結果を取締役に答申することにより、透明性及び客観性を一層高めるよう努めています。

業績連動賞与については、業績との連動性が高いことから、毎年、株主総会の決議を経て、支給することとしており、取締役会で決定した連結業績に連動する算定方法に基づき算出される金額を支給する旨及びその限度額について毎年の株主総会においてご承認いただいています。業績連動賞与の各役員への配分(個人評価)については、社長が各役員との面談を経て決定し、その結果を指名・報酬諮問委員会に報告しています。また、監査役の報酬等については、指名・報酬諮問委員会にて審議のうえ、株主総会にて決議された限度額の範囲内で、個々の報酬について監査役の協議により決定しています。

2. 役員報酬等の基本方針及び体系

取締役及び監査役の報酬等の内容の決定については、当社グループのガバナンス強化と中長期的な企業価値の向上を目的とし、経営戦略と連動した持続的な成長を後押しする報酬制度を実現するため、以下の基本方針等を定めています。

(1) 基本方針

・当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を牽引する優秀な経営人材を保持・獲得するため、競争力のある報酬水準に設定します。

・固定報酬(例月報酬)と変動報酬(短期的な成果に連動する業績連動賞与と中長期的な成果や株主価値に連動する株式報酬(譲渡制限付株式報酬及び業績連動型株式報酬))の割合等を適切に設定することにより、持続的な成長に向けた健全なインセンティブとして機能するものとします。

・当社グループの経営戦略と業績連動賞与の関連性を重視することにより、経営戦略に合致した職務の遂行を促し、また具体的な経営目標の達成を強く動機付けるものとします。

・株式報酬制度について、株主価値との連動性を重視することにより、中長期的な事業ポートフォリオの最適化や企業価値向上にむけた取組を促進するとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めるものとします。

(2) 役員報酬の体系

・業務執行取締役及び執行役員の報酬は、「例月報酬」「業績連動賞与」「譲渡制限付株式報酬」及び「業績連動型株式報酬」により構成されています。

・取締役会長の報酬は、「住友商事コーポレートガバナンス原則」にて定めたとおり、経営の監督を主たる役割としていることから、「例月報酬」に加え、株主価値の向上に資する「譲渡制限付株式報酬」及び「業績連動型株式報酬」により構成されています。

・社外取締役の報酬は、高い客観性・独立性をもって経営を監督する立場にあることから、固定報酬(「例月報酬」)のみで構成され、毎月定額を支給します。

・監査役の報酬は、高い客観性・独立性をもって経営を監査及び監督する立場にあることから、固定報酬(「例月報酬」)のみで構成され、毎月定額を支給します。

(3) 業務執行取締役及び執行役員の報酬水準及び報酬構成比率

・外部専門機関による客観的な報酬市場調査データ(ウイリス・タワーズワトソン社の「経営者報酬データベース」)等を参考に、当社の経営環境や経営戦略・人材戦略を踏まえ、適切な報酬水準及び報酬構成比率を設定しています。

・業務執行取締役の報酬構成比率は、連結純利益及び基礎収益キャッシュ・フローが3000億円、当社株式成長率(TOPIX(東証株価指数)成長率)に対する配当含む当社株価成長率の割合)が100%を達成した場合に、例月報酬、業績連動賞与、及び株式報酬がそれぞれ50:30:20となるように設定しています。

報酬構成比率

固定報酬 : 約50% ~ 約55% (例月報酬: 約50% ~ 約55%)

変動報酬 : 約45% ~ 約50% (業績連動賞与: 約30%、株式報酬() : 約15% ~ 約20%)

() 譲渡制限付株式報酬(リストラクテッド・ストック)、業績連動型株式報酬(パフォーマンス・シェア・ユニット)

なお、上記割合は一定の会社業績及び当社株式の株価を基に算出した数値であり、会社業績及び当社株式の株価の変動等に応じて変動します。

(4) 業績連動賞与

経営戦略との関連性を強化するという観点から、「中期経営計画2020」において、重視すべき業績管理指標として掲げる、連結純利益及び基礎収益キャッシュ・フローに応じて総支給額を決定し、各役員への支給額は、役位や個人評価に応じて配分のうえ、年度末終了後に支給しています。

また、各役員個人の個人評価は、経営戦略と成果へのコミットメントをより強く意識することができるよう、財務指標(担当事業領域における事業計画等の達成状況)と非財務指標(当社グループの持続的な成長に向けたマテリアリティ(重要課題)への取組やリーダーシップの発揮等)の両側面によ

り行います。個人評価における財務指標による評価と非財務指標による評価の比率は、原則として50:50としています。

(5) 譲渡制限付株式報酬(リストラクテッド・ストック)

中長期的な企業価値向上に向けた取組や株主の皆様との一層の価値共有を促進することを目的として、一定の譲渡制限期間を設けたうえで、当社普通株式を交付します。

譲渡制限付株式は、原則として毎年、当社と付与対象者との間で譲渡制限契約(譲渡制限付株式割当契約)を締結し、役位に応じて決定された数の当社普通株式を交付します。株主価値の共有を中長期にわたって実現するため、譲渡制限期間は、株式交付日から取締役又は執行役員その他当社取締役会で定める地位のいずれも退任又は退職する日までの期間とします。

(6) 業績連動型株式報酬(パフォーマンス・シェア・ユニット)

当社グループの中長期的な企業価値・株主価値の向上を重視した経営を推進するため、原則として毎年、3年間の評価期間における当社株式成長率(TOPIX(東証株価指数)成長率に対する配当含む当社株価成長率の割合)に応じて算定された数の当社普通株式を交付します。

【報酬等の算定方法】

1. 取締役賞与

以下賞与フォーミュラは、取締役(取締役会長及び社外取締役を除く)及び執行役員(以下、「対象役員」という)を対象とします。

(1) 総支給額

次のいずれか少ない額とします。

$(X1 + X2 + Y1 + Y2) \times (\text{対象役員の役位ポイントの総和} \div 363.1)$ (百万円未満切り捨て)

X1 = 当期利益(親会社の所有者に帰属)のうち3,000億円に達するまでの部分 $\times 50\% \times 0.37\%$

X2 = 当期利益(親会社の所有者に帰属)のうち3,000億円を超える部分 $\times 50\% \times 1.11\%$

Y1 = 基礎収益キャッシュ・フローのうち3,000億円に達するまでの部分 $\times 50\% \times 0.37\%$

Y2 = 基礎収益キャッシュ・フローのうち3,000億円を超える部分 $\times 50\% \times 1.11\%$

26億円

(注) 1 当期利益(親会社の所有者に帰属)がマイナス即ち「損失」の場合、また基礎収益キャッシュ・フローがマイナス即ち「資金支出」の場合、当該項目を0として計算します。

2 基礎収益キャッシュ・フロー = 基礎収益 - 持分法による投資損益 + 持分法投資先からの配当

3 基礎収益 = (売上総利益 + 販売費及び一般管理費(除く貸倒引当金繰入額) + 「利息収支」 + 「受取配当金」) $\times (1 - \text{税率})$ + 「持分法による投資損益」

(2) 個別支給額

各対象役員への個別支給額は上記に基づき計算された総支給額を、役位ごとに定められた下記役位ポイント及び個人評価に応じて按分した金額(千円未満切り捨て)となります。

(個別支給額 = 総支給額 \times 当該役員の個人評価反映後ポイント \div 対象役員の個人評価反映後ポイントの総和)

(注) 個人評価反映後ポイント = 役位ポイント \times 個人評価

役位ポイント

取締役社長執行役員: 22.1、取締役副社長執行役員: 12.1、取締役専務執行役員: 10、取締役常務執行役員: 8.5

本報告書提出日時点の役員構成において、個人評価を加味しない場合の各役位別の最大支給額は以下のとおりとなります。

取締役社長執行役員: 152.6百万円、取締役副社長執行役員: 83.6百万円、取締役専務執行役員: 69.1百万円、取締役常務執行役員: 58.7百万円

2. 業績連動型株式報酬(パフォーマンス・シェア・ユニット)

以下の方法に基づき、対象取締役ごとの交付株式数を決定します。

株式による個別交付株式数(100株未満を切り捨て)(以下、「交付株式数」という。)

基準交付株式数 \times 株式交付割合 \times 役務提供期間比率

ただし、対象取締役に交付される役務提供期間の各年に係る当社株式の総数は年18万株を上限とします。なお、かかる交付株式数の上限数は、当社の発行済株式総数が、株式の併合又は株式の分割(株式無償割当てを含む。)によって増減する場合は併合・分割の比率を乗じて調整されます。

また、対象取締役に對する当社株式の交付は、当該対象取締役に對して、当社が金銭報酬債権を付与し、その金銭報酬債権を現物出資財産として当社に出資させることにより、当社株式の発行又は処分を行う方法とします。対象取締役に支給される役務提供期間の各年に係る金銭報酬の総額は年額4億3000万円を上限とします。

個別の算定項目の説明

イ 基準交付株式数(1株未満を切り捨て)

基準交付株式数は、(イ)役位に従い定める以下の基準金額を、(ロ)評価期間開始月(当年6月)の東京証券取引所における当社株式の終値の単純平均値で除した株式数とします。

役位	基準金額
取締役会長	22,500千円
取締役 社長執行役員	22,500千円
取締役 副社長執行役員	12,500千円
取締役 専務執行役員	10,000千円
取締役 常務執行役員	8,500千円

ロ 株式交付割合(業績目標達成度)

株式交付割合は、以下の算定式のとおり、当社株式に係る、評価期間中のTotal Shareholder Return(株主総利回り)を同期間における東証株価指数(株価は終値平均を使用する。)の成長率と比較し、その割合(以下、「当社株式成長率」という。)に応じて確定します。

当社株式成長率 = {評価期間中の当社TSR(Total Shareholder Return(株主総利回り))} \div (評価期間中の東証株価指数の成長率)
= {(B + C) \div A} \div (E \div D)

A: 評価期間開始月(当年6月)の東京証券取引所における当社株式の終値の単純平均値()

B: 評価期間終了月(3年後6月)の東京証券取引所における当社株式の終値の単純平均値()

C: 評価期間中の剰余金の配当に係る1株当たり配当総額
 D: 評価期間開始月(当年6月)の東証株価指数の単純平均値
 E: 評価期間終了月(3年後6月)の東証株価指数の単純平均値

(注) ただし、当社の発行済株式総数が、株式の併合又は株式の分割(株式無償割当てを含む。)によって増減する場合は、併合・分割の比率により調整することとします。

当社株式成長率 株式交付割合
 50%未満の場合 0%
 50%以上150%以下の場合 当該当社株式成長率
 150%を超える場合 150%

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】 更新

社外取締役については、取締役会事務局を通じて、取締役会の付議資料の配布と事前説明を行うとともに、担当秘書を設置して職務遂行に必要なサポートを行っています。また、社外監査役を含む監査役の職務を補佐する専任組織として監査役業務部を設置し、取締役会の付議資料の配布と事前説明を行うとともに、監査役による監査が実効的に進められるよう、適宜必要なサポートを行っています。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
秋山 富一	特別顧問	社長の要請により、財界活動および住友グループに関する活動等 対外活動のみに従事すること	非常勤・報酬有	1996/6/27	定めなし
宮原 賢次	特別顧問	社長の要請により、財界活動および住友グループに関する活動等 対外活動のみに従事すること	非常勤・報酬有	2001/6/22	定めあり
岡 素之	特別顧問	社長の要請により、財界活動および住友グループに関する活動等 対外活動のみに従事すること	非常勤・報酬有	2007/6/22	定めあり

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数 3名

その他の事項

・2019年5月に、過半数が社外取締役で構成される、指名・報酬諮問委員会(委員長:社外取締役)の答申に基づき、取締役会の決議を経て、従来、社長執行役員・取締役会長経験者に対し委嘱していた相談役・名誉顧問制度を見直しました。今後は相談役・名誉顧問に替え、有期の特別顧問を委嘱することとします。
 ・特別顧問には、その職務に見合った報酬を支給しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

【業務執行】

・相互牽制の観点から、原則として、取締役会長及び社長執行役員を置くこととし、これら役位の兼務は行いません。
 ・当社では、業務執行の責任と権限の明確化のため、執行役員制を導入しています。
 ・取締役の人数は、現在11名となっており、業務執行の監督と経営上の重要事項の決定の機能を担う取締役会において、実質的で活発な議論と適切かつ迅速な意思決定が行える体制となっています。さらに、事業年度毎の経営責任を明確にし、経営環境の変化に迅速に対応するため、取締役の任期を1年としています。
 ・取締役会は、経験、知識、専門性、性別等において多様性を持つ構成とすることにしており、取締役11名のうち5名が社外取締役であり、多様な視点から、取締役会の適切な意思決定と監督機能の一層の強化を図っています。
 ・取締役会は、原則として毎月1回開催することとしており、2019年度は16回開催されました。(2019年6月21日以降は13回開催)
 ・業務執行の監督と経営上の重要事項の決定の機能を担う取締役会においては、事業計画等の経営の基本方針その他の経営上の重要事項、並びに法令、定款により取締役会が決定すべきこととされている重要な業務執行の意思決定を行うこととしており、その基準は社内規則「取締役会運営に関する件」によって明確にしています。具体的には会社法の定めに基づき一定規模以上の投資の実施、投資の処分、借入等の個別案件について審議しているほか、2018年度より開始した「中期経営計画2020」において掲げた「ガバナンスの高度化」に向け、各事業部門の部門戦略の進捗状況及び課題並びに課題への対応方針に関する報告や、主要な委員会の活動報告、市況変動リスク、カントリー・リスク等の集中リスクに関わるポートフォリオ報告などのほか、取締役会オフサイトセッションにおける、ESG(環境・社会・ガバナンス)を含む様々な重要な経営課題についての議論により、取締役会の執行に対するモニタリング機能の更なる強化に取り組んでいます。
 ・現任の取締役(2020年6月19日に就任した者を除く。)の、2019年度における取締役会への出席状況は以下のとおりです。

中村取締役会長 :16回中16回出席
 兵頭取締役 :16回中16回出席
 南部取締役() :13回中13回出席
 山埜取締役 :16回中16回出席
 清島取締役() :13回中13回出席
 江原社外取締役 :16回中16回出席

石田社外取締役 :16回中16回出席
岩田社外取締役 :16回中16回出席
山崎社外取締役 :16回中16回出席

()2019年6月21日取締役就任

・取締役会から委任された範囲において経営に関する特定の重要事項について多様な意見や多面的な議論を踏まえた意思決定を行うため、2015年7月に経営会議を業務執行レベルの意思決定機関としました。経営会議は、社長執行役員、コーポレート部門の各担当役員及び営業部門の各事業部門長で構成し、原則毎週1回開催します。さらに、全社的観点から重要性の高い特定の事項につき、社長執行役員や経営会議に対する諮問機関として全社投融资委員会、中期経営計画推進サポート委員会、内部統制委員会、コンプライアンス委員会、サステナビリティ推進委員会などの各種委員会を設けています。

・当社ではコンプライアンスの最高責任者として「CCO」()を設置し、コンプライアンス違反又はその可能性のある事態の処理の指揮、コンプライアンスに関する施策の実施及び後述の「スピーク・アップ制度」で判明した事態の処理を行っています。また、コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスに関する施策を企画・立案するとともに、コンプライアンスに関する施策の実施につき「CCO」への助言を行っています。さらに、各事業部門や国内・海外拠点にはコンプライアンス・リーダーを設置しています。

()CCO:チーフ・コンプライアンス・オフィサー(Chief Compliance Officer)

・これらの組織が中心となって、コンプライアンスを徹底させるとともに、コンプライアンスに対する意識を従業員に浸透させるための啓発活動などを行っています。コンプライアンスの観点から特に遵守すべき重要事項を「住友商事グループ・コンプライアンス・ポリシー」として定め、コンプライアンス委員会では「コンプライアンス・マニュアル」を全従業員に配布して、コンプライアンスに関連する問題を容易に理解できるようにしているほか、トップ自らがあらゆる機会に「コンプライアンス最優先」と「速やかな報告と迅速な対応の徹底」を繰り返し述べることで、社内でのコンプライアンスの徹底を図っています。

・コンプライアンスの観点から問題が生じた場合に、何らかの事情で通常の職制ラインでの報告・処理が困難である場合に備えて、コンプライアンス推進部、監査役、外部専門業者及び社外弁護士を窓口として、問題に気付いた人が直接「CCO」に情報連絡できる制度である「スピーク・アップ制度」を導入しています。

【監査・監督機能】

監査役は、監査役会で決議され、取締役会において報告された監査方針及び監査計画に基づき、取締役会をはじめとする社内の重要な会議への出席や、業務・財産の状況の調査を通じて、取締役の職務執行を監査しています。

当社の会計監査業務を執行した公認会計士は森俊哉、前野次次及び神塚勲の3名であり、全員有限責任あずさ監査法人に所属しています。継続監査年数については、それぞれ7年以内です。また、会計監査業務の補助者の人数は75名であり、その構成は公認会計士37名、公認会計士試験合格者17名、その他21名となっています。

なお、「監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況」、「社外取締役(社外監査役)のサポート体制」の記載もご参照ください。

【指名等機能】

【全般】

・2015年11月に、取締役会の諮問機関として、過半数が社外取締役で構成される指名・報酬諮問委員会(委員長:社外取締役)を設置しました。当社は、社外取締役及び社外監査役の当社からの独立性に関する基準を定めており、当社ホームページにて公表していますので、ご参照ください。

(https://www.sumitomocorp.com/jp/-/media/Files/hq/about/governance/detail/outdirec_independ.pdf?la=ja)

【指名・報酬諮問委員会】

取締役会の諮問委員会である、指名・報酬諮問委員会の構成や審議事項等については、「II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況」「1. 機関構成・組織運営等に係る事項」「任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性」「補足説明」をご参照ください。

【社長執行役員】

・社長執行役員は、経営の最高責任を負います。

・選任基準(資質・能力・経験等)

住友の事業精神を自ら体現するとともに、社長執行役員として必要な以下の資質・能力を備え、グローバルかつ多様な事業運営・会社経営の経験と実績を有する者とします。

公平無私・自律

統率力・発信力

先見性・戦略構築力

実行力・変革力

胆力・精神力

なお、上記選定基準の改定については、指名・報酬諮問委員会において審議のうえ、取締役会に答申し、取締役会の決議により決定します。

・選任の方針・手続

新社長執行役員の選任については、指名・報酬諮問委員会において、社長執行役員の在任期間(原則として6年を超えない)を念頭に置き、新社長執行役員を選任すべき適切な時期に向け、上記選任基準に基づき、新社長執行役員候補者を選抜し、選抜した候補者の中から新社長執行役員として企業価値向上を実現するために最適と考えられる者を審議のうえ、取締役会に答申し、取締役会の決議により決定します。

・解任の方針・手続

当社の業績等の適切な評価を踏まえ、社長執行役員がその機能を十分に発揮していないと認められる場合には、委員長が招集する指名・報酬諮問委員会(社長執行役員は出席しない。)において解任の要否につき審議のうえ、その内容を取締役会に答申し、取締役会の決議により決定します。

・解任後の後任社長執行役員の選任の方針・手続

指名・報酬諮問委員会において、後任の社長執行役員として最適と考えられる者を審議のうえ、取締役会に答申し、取締役会の決議により決定します。

ただちに後任社長執行役員を選任できない場合は、社内規則「社長に事故ある時の代理に関する規程」に基づく代理権行使者が社長執行役員の業務執行権限を代行し、可及的速やかに新社長執行役員の選任手続を進めることとします。

【執行役員】

・執行役員の選任については、原則として、当社資格制度における「経営職」の中から選抜します。選抜にあたっては、各上司からの推薦に基づき、取締役会の決議により決定します。

・執行役員の解任については、社内規程に基づき、取締役会にて決議することとしています。

・執行役員の資格については、誠実な人格、高い識見と能力を有し、業務上の専門的知識とマネジメント経験を含む広範囲にわたる経験を兼ね備えた者とし、その性別、国籍等は問わないとしています。

[取締役]

・取締役候補者の指名については、手続の客観性及び透明性を担保するため指名・報酬諮問委員会にて検討し、同委員会からの答申を受けた取締役会にて決議し、株主総会に付議することとしています。

・社内取締役の資格については、誠実な人格、高い識見と能力を有し、業務上の専門的知識とマネジメント経験を含む広範囲にわたる経験を兼ね備えた者を候補者とし、その性別、国籍等は問わないとしています。

・社外取締役の資格については、誠実な人格、高い識見と能力を有し、多様な視点を取り入れる観点から、広範な知識と経験及び出身分野における実績を有する者を候補者とし、その性別、国籍等は問わないとしています。

[取締役会長]

・役割・責務

取締役会長は、取締役会を招集し、その議長となるほか、財界活動および住友グループに関する活動等対外活動に従事します。

取締役会長は、経営の監督を行い、代表権・業務執行権限を有しません。

・選定の方針・手続

新取締役会長の選任については、指名・報酬諮問委員会において、取締役会長の在任期間(原則として6年を超えない)を念頭に置き、取締役会長を選定すべき適切な時期に、上記役割・責務を果たすために最適と考えられる者を審議のうえ、取締役会に答申し、取締役会の決議により決定します。

・解職の方針・手続

取締役会長が、その役割・責務を適切に果たしていないと認められる場合には、委員長が招集する指名・報酬諮問委員会(取締役会長は出席しない。)において解職の要否につき審議のうえ、その内容を取締役に答申し、取締役会の決議により決定します。

・解職後の後任取締役会長の選定の方針・手続

指名・報酬諮問委員会において、後任の取締役会長として最適と考えられる者を審議のうえ、取締役会に答申し、取締役会の決議により決定します。

ただし、ただちに取締役会長を決定できない場合は、取締役会の招集者及び取締役会の議長については、別に取締役会において決定する代理権行使の順序により、他の取締役がこれに代わることであり、可及的速やかに取締役会長の選定手続を進めることとします。

[監査役]

・監査役候補者の指名については、手続の客観性及び透明性を担保するため指名・報酬諮問委員会にて検討し、同委員会からの答申を受けた取締役会にて決議し、監査役会の同意を得たうえで、株主総会に付議することとしています。

・社内監査役の資格については、誠実な人格、高い識見と能力を有し、業務上の専門的知識と広範囲にわたる経験を兼ね備えた者を候補者とし、その性別、国籍等は問わないとしています。

・社外監査役の資格については、誠実な人格、高い識見と能力を有し、特に法律、会計、企業経営等の分野における高度な専門知識と豊富な経験を有する者を候補者とし、その性別、国籍等は問わないとしています。

[報酬決定機能]

・当社の取締役の報酬は、株主総会で決議を経た総枠の範囲内において取締役会にて決定します。

・2015年11月に、従来の報酬委員会を発展的に解消し、新たに、取締役会の諮問機関として、過半数が社外取締役で構成される指名・報酬諮問委員会(委員長:社外取締役)を設置しており、同委員会において、取締役及び執行役員の報酬・賞与の体系・水準並びに監査役の報酬枠に関する検討を行い、その結果を取締役に答申します。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社では、監査役会設置会社制度のもと、独立性のある社外取締役及び社外監査役の選任並びに独立社外取締役を主要な構成員とする指名・報酬諮問委員会の設置により経営の監督・監視機能を強化することが、当社にとって最もふさわしい体制と考えています。現在、当社では、経験や専門性が異なる複数(2020年6月19日現在5名)の独立した社外取締役を選任し、より多様な視点から、取締役会の適切な意思決定と、監督機能の一層の強化を図っています。また、取締役会の諮問機関として、過半数が社外取締役で構成され、社外取締役が委員長を務める指名・報酬諮問委員会を設置し、経営陣幹部の指名・報酬に係る取締役会の機能の独立性・客観性・透明性を高めています。監査役体制については、外部の視点からの監視体制強化のため、監査役5名のうち3名が独立した社外監査役で、2名が検事総長、大阪高等裁判所長官の経歴をもつ法律家、1名が会計の専門家と、多角的な視点からの監査体制となっています。また、監査役は、取締役会への出席に加え、すべての社内会議に出席でき、重要な会議には必ず参加して、監査に欠くことのできない十分な情報を入手できるようになっています。これらにより、実効性が高く、充実したコーポレートガバナンス体制を構築できているものと考えています。

また、当社は、住友の事業精神のもと、住友商事グループの「経営理念・行動指針」を制定し、法と規則の遵守等、当社グループとして尊重すべき価値観を共有すべく、役職員への徹底を図っています。さらに、経営の健全性の観点から、コンプライアンス委員会の設置及び「スピーク・アップ制度」の導入等、法と規則を遵守するための体制を整えています。また、経営者自身が高潔な倫理観をもって経営にあたるのが大切であるとの観点から、取締役会長及び社長執行役員の在任期間を原則としてそれぞれ最長6年とすることを「住友商事コーポレートガバナンス原則」において明記しています。

当社は、日本企業としての経営風土を尊重しつつも、グローバルな潮流や企業法制の動向を踏まえ、また、他国におけるコーポレート・ガバナンスの優れている点などについてはこれを参考にして、当社にとって最適なコーポレート・ガバナンスのあり方について、今後も引き続き検討していきます。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会の約3週間前に株主総会招集通知を発送しています。
集中日を回避した株主総会の設定	いわゆる集中日を避けて、早期に株主総会を開催しています。
電磁的方法による議決権の行使	2004年からインターネットによる議決権行使ができるようにしています。さらに、2005年からは携帯電話を用いたインターネットによる議決権行使もできるようにしています。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームを利用し、機関投資家が十分な検討時間を確保できるようにしています。
招集通知(要約)の英文での提供	株主総会招集通知の英訳を作成し、当社ホームページに掲載しています。
その他	株主総会招集通知は、株主の皆様への発送に先立ち、ご参考として当社ホームページに掲載しています。また、当社ホームページにて、株主総会終了後一定期間、株主総会の模様を動画配信しています。また、本年は、来場できない株主に向けて、株主総会当日の様子をインターネットでライブ配信しました。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	「情報開示方針」を和文・英文にて制定し、当社ホームページに掲載しています。 (https://www.sumitomocorp.com/jp/-/media/Files/hq/about/governance/detail/disclosurepolicy160701.pdf)	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	国内の複数の都市にて、説明会を継続的に実施しています。2019年度は、全国7都市9回の開催に加え(のべ参加者1,294名)、オンライン説明会も実施しました。(参加者1,004名)	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	決算発表(四半期末、年度末)後、タイムリーに国内のアナリスト、機関投資家向け説明会を継続して実施し、半期毎に社長、CFO主催のsmallミーティングを開催しています。加えて、当社事業のサイトツアーとInvestor Day2019等も実施しました。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	欧米・アジアを中心に機関投資家を訪問し、社長、CFO、インベスターリレーションズ部長による個別ミーティングを継続して実施しています。(2019年度は北米、欧州、アジアにて計5回のロードショーで66件の個別面談を実施。)また、国内および欧州、北米の機関投資家の議決権行使担当者との個別面談(Shareholder Relations活動)も実施しています。(2019年度は欧州を中心に10件の個別面談を実施。)	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページにて、決算情報、決算情報以外の適時開示資料、有価証券報告書・四半期報告書、会社説明会資料、統合報告書、株主総会の招集通知、事業報告など投資判断等に資する資料をタイムリーに掲載しています。	
IRに関する部署(担当者)の設置	CSOとCFOが共管業務としてIRを所管しており、IRを担当する部署としてインベスターリレーションズ部を設置し、様々なIR活動を企画・運営しています。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

補足説明

社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	<p>「住友商事コーポレートガバナンス原則」において、ステークホルダーの立場の尊重の方針について定めています。また、「情報開示方針」を和文・英文にて制定し、当社ホームページに掲載しています。 https://www.sumitomocorp.com/jp/-/media/Files/hq/about/governance/detail/disclosurepolicy160701.pdf</p>
環境保全活動、CSR活動等の実施	<p>住友商事グループの「経営理念」第一項に「健全な事業活動を通じて豊かさや夢を実現する」を掲げ、社会とともに持続的に成長するために、事業活動を通じた価値の創造・提供に取り組んでいます。具体的な事業活動を通じた環境・社会問題への取り組みや社会貢献活動の内容については、当社ホームページ等に掲載しています。 https://www.sumitomocorp.com/ja/jp/sustainability 尚、2018年より当社ホームページにて、ESGコミュニケーションブックを開示し、非財務情報を中心に、サステナビリティに関する詳細情報をESGの切り口で一元的に報告しています。 https://www.sumitomocorp.com/ja/jp/sustainability/report</p>
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	<p>「住友商事コーポレートガバナンス原則」において、ステークホルダーに対する積極的な情報開示と開示内容の充実に努める旨を定めています。また、「情報開示方針」を和文・英文にて制定し、当社ホームページに掲載しています。 https://www.sumitomocorp.com/jp/-/media/Files/hq/about/governance/detail/disclosurepolicy160701.pdf</p>
その他	<p>[Diversity & Inclusion] 第四次産業革命と呼ばれる時代において、当社グループが変化に対応し、持続的に発展していくためには、経営戦略としてのダイバーシティ推進が不可欠です。「中期経営計画2020」では、「人材戦略の高度化」を掲げており、その基本コンセプトを、「Diversity & Inclusion ~ 多様な力を競争力の源泉に ~」として、当社グループの多様な人材の違いを認め尊重するとともに、一人ひとりのチャレンジを促し、強みを伸ばし、活かすことを主眼に、各種施策に取り組んでいきます。</p> <p>・女性活躍推進 当社では女性の活躍推進を重要な経営戦略の一つとして捉え、さまざまな施策を通して支援しています。ライフイベントとキャリア形成の両立支援の観点から、法定を上回る水準での各種両立支援制度の充実に加え、従業員向け保育施設の確保や、「仕事と育児の両立支援ハンドブック」の全社員への配布(2014年)のほか、子女のみを連れて海外に駐在する社員への支援制度の導入(2014年)、育児コンサルタントサービスの導入(2018年)などを実施し、出産・育児を経ても会社で活躍できるような環境づくりを推進しています。このような取り組みが評価され、当社は2015年6月に「プラチナくるみん」認定(1)を受けています。 また、当社は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づき、女性が当社で更に活躍することを目的として行動計画を策定しており、2016年5月に2つ星の「えるぼし」企業としての認定(2)を受けました。 当社(単体)における女性の人数又は比率は、2020年4月1日現在で以下のとおりです。</p> <p>女性役員: 1名 女性社員比率: 26.1% 女性基幹職比率: 10.3% 女性管理職比率: 7.1%</p> <p>1 「プラチナくるみん」認定とは、次世代育成支援対策推進法改正に伴い創設された制度で、子育て支援等を実施し、一定の基準をクリアした「くるみん」認定企業のうち、より高い水準の取り組みを行った企業が認定を受けることができます。</p> <p>2 「えるぼし」認定とは、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」の中に定められており、「一定の基準を満たし、女性の活躍推進に関する状況等が優良な企業」が、3段階で認定を受けることができます。</p> <p>・多様な個々人が最大限の力を発揮できる環境整備 社員一人ひとりが最大限に力を発揮するためには、心身の「健康」が最重要であり、これを基盤としてこそ新たな価値創造を続けていくことができるという考えの下、2018年9月に住友商事グループの「イキイキワクワク健康経営宣言」を策定しました。当社ではイキイキと働き続けるための「ヘルスリテラシー向上」、次に万が一病気になっても大丈夫という「もしもに備える安心体制」、そして商社ならではの「グローバル医療サポート」の3つを健康経営の主軸として「イキイキワクワク健康経営宣言」に基づき、より一層健康経営に取り組みます。 また、従来の枠にとらわれない自律的かつ柔軟に働ける環境を整備し、自己価値向上のための時間創出など、高い付加価値を生み出すアウトプット志向の働き方を実践・促進していきます。具体的施策として、まずは本社より、2018年11月にテレワーク制度やスーパーフレックス制度を導入しており、今後も、多様な個々人が生き生きと安心して、最大限に力を発揮できる環境の整備に取り組んでいきます。</p>

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社では、会社法第362条第4項第6号に規定する体制(内部統制システム)の整備について、次のとおり取締役会において決議しています。なお、本決議に基づく内部統制システムの運用状況について、内部統制委員会による評価を実施し、内部統制システムが有効に機能していることを確認しています。また、その旨を取締役会において報告しています。

当社は、当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当社の業務並びに当社及び子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要な体制(以下、内部統制システムと総称する。)を以下のとおり構築し、実施する。なお、本決議に基づく内部統制システムは、当社において既に構築され、実施されているが、今後も、継続的な見直しによって、その時々々の要請に合致した優れたシステムの構築を図るものとする。

- 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・「住友商事グループの経営理念・行動指針」において法と規則の遵守を掲げるとともに、コンプライアンスの観点から特に遵守すべき重要事項を「住友商事グループ・コンプライアンス・ポリシー」として定め、また「コンプライアンス・マニュアル」を作成し全役職員に配布する。
 - ・法と規則の遵守を徹底する趣旨から、各役職員から「コンプライアンス確認書」を取得する。
 - ・社内ルールに基づき、「CCO」()、「コンプライアンス委員会」、「コンプライアンス・リーダー」、「スピーク・アップ制度」を設ける。()CCO:チーフ・コンプライアンス・オフィサー(Chief Compliance Officer)
 - ・「CCO」は、コンプライアンス違反又はその可能性のある事態の処理を指揮し、コンプライアンスに関する施策を実施するほか、「スピーク・アップ制度」で判明した事態を処理する。
 - ・「コンプライアンス委員会」は、コンプライアンスに関する施策を企画及び立案するとともに、コンプライアンスに関する施策の実施につき「CCO」への助言を行う。
 - ・「コンプライアンス・リーダー」は、各事業部門や国内・海外拠点において、現場により近い立場で、コンプライアンスを徹底させるとともに、コンプライアンス啓発に関する活動を行う。
 - ・「スピーク・アップ制度」により、コンプライアンス推進部、監査役、外部専門業者及び社外弁護士を窓口として、役職員が直接「CCO」にコンプライアンス上の情報を連絡できるルートを確保する。
- 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ・取締役会議事録を含む各種会議に関する重要文書や、職務執行・意思決定に係る情報については、それぞれ関連する社内ルールにより適切に保存し管理する。
 - ・社内ルールにより、情報の社外への漏洩等の防止のために必要な措置を講じる。
 - ・監査役の実務がある場合は、職務の執行に関する重要な文書を適時閲覧に供する。
- 損失の危険の管理に関する規定その他の体制
 - ・ビジネスに伴う多様な「リスク」を「あらかじめ予測し、もしくは予測していない事態の発生により損失を被る可能性」及び「事業活動から得られるリターンが予想から外れる可能性」と定義し、業績安定、体質強化、信用維持の3点をリスク管理の目的とする。また、当社の営業活動を投資と商取引に大別する。それぞれに固有のリスクファクター及び双方に共通するリスクファクターを洗い出して管理する。さらに、外部環境の変化や新たなビジネスモデルの構築に適切に対応するため、リスク管理の深化に取り組む。
 - ・コーポレート部門各部署は、それぞれの所管業務に係る社内ルールの制定、リスク管理の方針・手法・ガイドラインの策定などを通じ、全社レベルのリスク管理に関する枠組みの構築とモニタリング及び必要な改善を行う。また、適宜マニュアルの作成・配布や研修を通じて、リスク管理レベルの向上を図る。営業部門等のビジネス執行部署は、この全社レベルの枠組みの下で、個別案件の執行に必要なリスク管理を行う。
 - ・「内部統制委員会」を設置し、連結ベースでの内部統制全般の統括的管理及び適時評価、並びに内部統制上の重要課題の特定と改善基本方針の立案・推進等を行う。また、同委員会において内部統制システムの整備及び金融商品取引法に基づく内部統制報告制度への対応を行う。
 - ・意思決定機関である「経営会議」の諮問機関として、「全社投融資委員会」を設置し、リスク管理に関する重要なルール・制度等及び重要な投融資案件の審議を行う。
 - ・意思決定機関である「経営会議」の諮問機関として「サステナビリティ推進委員会」を設置し、サステナビリティ推進に関わる重要な方針や施策、取り組みについて審議を行う。
 - ・業務復旧プランを定め、災害時の危機に備える。
 - ・全社業務モニタリングのための独立した組織として、社長執行役員直属の「内部監査部」を置き、当社及び国内・海外法人の各組織を監査の対象とする。内部監査の結果については、毎月社長執行役員に直接報告するとともに、取締役会にも定期的に報告する。
- 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ・取締役の人数は、取締役会において十分な議論を尽くし、迅速かつ合理的な意思決定を行うことができる範囲とする。
 - ・社外取締役複数名を選任し、多様な視点から、取締役会の適切な意思決定を図るとともに、監督機能の一層の強化を図る。
 - ・業務執行の責任と権限を明確にするとともに、取締役会の監督機能の強化を図るため、執行役員制度を導入する。
 - ・取締役会長及び社外取締役を除き、取締役は、原則として全員代表取締役とし、また全員執行役員を兼務する。
 - ・事業年度毎の経営責任を明確にし、経営環境の変化に迅速に対応するため、取締役の任期を1年とする。
 - ・取締役会長及び社長執行役員の在任期間は原則としてそれぞれ6年を超えないこととする。
 - ・取締役会の諮問機関として、過半数が社外取締役で構成される「指名・報酬諮問委員会」を設置する。「指名・報酬諮問委員会」は、以下に関する事項を審議し、取締役会に答申する。
 - (1) 社長執行役員の選任・解任の方針・手続
 - (2) 取締役会長の選定・解職の方針・手続
 - (3) 取締役及び監査役の指名基準
 - (4) 社長執行役員の選任・解任(社長の後継者指名を含む)
 - (5) 取締役及び監査役候補者の指名(代表取締役・役付取締役の決定を含む)
 - (6) 経営会議構成員の選任
 - (7) 取締役及び執行役員の報酬・賞与の体系・水準、並びに監査役の報酬枠
 - (8) 顧問制度
 - ・意思決定機関としての「経営会議」のほか、諮問機関としての各種委員会を設置する。また、情報交換のための「情報連絡会」等各種会議体を設置する。
 - ・目標設定として、中期経営計画の策定や予算編成を行う。また、事業部門長の業務執行の状況を把握し、将来の戦略策定に活かすため、業績管理制度を導入する。

・社内ルールにより、取締役会への要付議事項を明文化し、役職員の職責を明確にするとともに重要事項に関する決裁権限を明文化する。

5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ・「住友商事グループの経営理念・行動指針」において法と規則の遵守を掲げており、当社グループとして尊重すべき価値観の共有を図る。
- ・社内ルールにより、子会社その他連結対象会社における「経営上の重要事項」について当社宛打合せ・報告事項を定める。また、取締役・監査役、業務を執行する社員等の派遣を通じて子会社その他連結対象会社を管理する。
- ・子会社その他連結対象会社における内部統制の構築・運用・評価・改善が適確に実施されるよう、支援を行う。
- ・社内ルールにより、当社が経営主体となる子会社その他連結対象会社を内部監査の対象とする。
- ・リスク管理の方針・手法・ガイドライン・規程等、子会社その他連結対象会社におけるリスク管理に関する枠組みの構築と必要な改善を支援する。
- ・子会社においても、「住友商事グループ・コンプライアンス・ポリシー」の周知・徹底を図り、当社グループ全体の「スピーク・アップ制度」を拡充するほか、自身の「コンプライアンス委員会」の設置や「コンプライアンス・マニュアル」の作成・配布など、当社と同様に法と規則を遵守するための体制を整えるよう指導する。
- ・月次ベースで子会社を含む連結業績を迅速・正確に把握し、きめ細かい業績管理を行う。

6. 監査役の職務を補助する使用人に関する事項

- ・監査役の業務を補佐する組織として「監査役業務部」を設置し、専門スタッフ若干名を置く。
- ・社内ルールにより、「監査役業務部」に対する指示者及び「監査役業務部」の職責を明文化し、「監査役業務部」が監査役の業務を補佐する組織であることを明確にする。
- ・「監査役業務部」所属員の人事評価については監査役会又は監査役会が指名する監査役が行う。また人事異動については監査役会又は監査役会が指名する監査役と事前協議を行い、同意を得る。

7. 監査役への報告に関する体制

- ・監査役は、「経営会議」を含む全ての会議に出席できる。また、取締役会長・社長執行役員及び監査役は、定期的に会合を行う。
- ・当社、子会社その他連結対象会社に係る業務執行に関する重要な書類を監査役に回付するほか、必要に応じ、役職員が監査役への報告・説明を行う。
- ・上記の報告をした者や「スピーク・アップ制度」による連絡をした者は、当該報告・連絡をしたことを理由として不利な取扱いを受けないものとする。

8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・社外監査役は法律や会計等の専門家とし、多角的な視点からの監査を実施する。
- ・「内部監査部」は、内部監査の計画及び結果について適時に監査役に報告するなど、効率的な監査役監査に資するよう、監査役と緊密な連携を保つものとする。
- ・監査役は、会計監査人との定期的な打合せを通じて、会計監査人の監査活動の把握と情報交換を図るとともに、会計監査人の監査講評会への出席、在庫棚卸監査への立会等を行い、監査役の監査活動の効率化と質的向上を図る。
- ・監査役はその職務を適切に遂行するために、子会社の監査役等との情報連絡会を行うなど、子会社の監査役等との意思疎通及び情報の交換を図る。
- ・社内ルールにより、監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理方法について明確にする。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、「行動指針」の一つに「法と規則を守り、高潔な倫理を保持する」ことを掲げ、その実践のため全役職員に配布している「コンプライアンス・マニュアル」において、「反社会的勢力には屈服せず、これらの勢力とは断固として対決する」ことを基本方針として定め、周知徹底を図っています。

また、この基本方針のもと、反社会的勢力との関係を遮断するため、以下のとおり社内体制を整備しています。

- ・総務担当部署において、不当要求防止責任者を設置し、反社会的勢力による不当な要求への対応を統括するとともに、関連情報を収集し一元管理しています。
- ・「反社会的勢力対応マニュアル」を整備するとともに、定期的な研修会など社内向け啓発活動を実施しています。
- ・警察や弁護士などの外部専門機関との緊密な提携関係を構築しています。
- ・実際の反社会的勢力への対応について、組織毎にその遵守状況を把握し、管理しています。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社は「住友商事コーポレートガバナンス原則」において、コーポレート・ガバナンスとは、「経営の効率性の向上」と「経営の健全性の維持」及びこれらを達成するための「経営の透明性の確保」にあると規定しています。さらに、この原則の中で、当社は、「当社の経営方針と営業活動をすべてのステークホルダーに正しく理解してもらうため、法定の情報開示にとどまらず、任意の情報開示を積極的に行うとともに、開示内容の充実に努める」旨を定め、会社情報の適時・適切な開示に積極的に取り組んでいます。

当社は、この基本的な考え方に基づき、会社情報の開示や取扱いに関する社内規程を整備しており、具体的には、「東証適時開示規則」が定める「適時開示」に関わる留意事項や社内手続について規定しています。また、インサイダー取引の未然防止のための社内規程を整備するなど、会社情報の管理にも努めています。社内管理体制・組織としては、コーポレート部門内に情報取扱責任者を置き、情報の集約と一元管理を図り、適時・適切な情報開示のための社内体制を整えています。

会社情報の社内における伝達ルート整備という点については、決算に関する情報は、営業部門等の各現場から直接会計システムに入力し、それらのデータは速やかに伝達・集計される仕組みとなっています。また、子会社その他連結対象会社の連結決算情報についても、子会社その他連結対象会社が当社の連結決算システムに直接データ入力ができる体制を整えており、迅速なデータの伝達と集計を可能にしています。そして、これらの情報は、一般的に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠した社内経理規程や適切な業務手続により、内容が点検され、信憑性が確保されています。

その他の重要な会社情報については、社内規程に則り、予め定められたルートに従って、コーポレート部門に伝達・集約されます。こうして集められた情報については、速やかに情報開示の担当役員に報告され、当該情報の内容・重要度等に応じて、適時開示の要否・方法について、情報取扱責任者に対して指示がなされる体制となっています。また、社内手続や組織に不備・不都合が生じた場合には、関係各部署が協議のうえ、速やかに対策を講じています。

重要な会社情報の伝達と適時・適切な開示に向けて社内体制としては、上記のとおりですが、今後も、内部管理体制の更なる充実に努めることとしています。

【コーポレートガバナンス体制】

